

敦賀市公告第58号

敦賀市立保育園給食調理業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

敦賀市長 米 澤 光 治

1 業務名

敦賀市立保育園給食調理業務委託（黒河保育園等4園）

2 業務内容

保育園給食調理業務

3 業務履行期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

(1) 令和8年7月1日から令和10年3月31日まで

黒河保育園、栗野保育園、櫛林保育園、中郷保育園

(2) 令和10年4月1日から令和11年6月30日まで

黒河保育園、中郷保育園

※契約締結日から、令和8年6月30日までは、業務を遅滞なく遂行するための準備期間とする。

4 提案上限額

164,111,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

※この金額は、見積徴収時の予定価格となるものではない。

※見積額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。

5 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 県内における保育園、幼稚園、認定こども園及び小・中学校の給食調理業務の受託実績が1年以上あること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第7

5号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。

- (6) 集団的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (9) (8)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

6 実施要領及び仕様書

「敦賀市立保育園給食調理業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「敦賀市立保育園給食調理業務委託（黒河保育園等4園）仕様書」のとおり

7 実施要領等の配付期間等

- (1) 配付期間 令和7年11月21日（金）午後2時から令和7年12月25日（木）午後5時まで
- (2) 配付方法 12に記載の場所で配付する。また、敦賀市ホームページにおいても公開する。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和7年12月25日（木）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送

9 質問の受付及び回答

- (1) 提出方法 質問書（様式第12号）を電子メールで提出すること。電話での質問は認めない。
- (2) 受付期限 令和7年12月12日（金）午後5時まで
- (3) 回答方法 令和7年12月19日（金）までに敦賀市ホームページ上で随時公開する。なお、質問に対する回答は、実施要領を補足及び修正するものとして取り扱う。

10 提案書等の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和8年1月8日（木）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 提出方法 持参または郵送（書留郵便により提出期限までに敦賀市保育課に到着したものに限る。）FAX、電子メール等による提出は認めない。なお、提出期限経過後の書類の追加及び変更は認めない。

- (3) 提出部数 9部（正本1部及び副本8部（副本はコピーでよい。））
ただし、添付書類は1部とする。

1.1 提案内容の審査

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーション

参加事業者に対してプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、総得点が最も高い
参加事業者を優先交渉権者として選定する。

- (2) 審査結果の通知 参加事業者全員に文書により通知する。

1.2 書類の提出先及び問合せ先

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市福祉保健部保育課

電話番号：0770-22-8126

FAX番号：0770-22-8168

電子メールアドレス： hoiku@ton21.ne.jp

1.3 その他

この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領及び仕様書による。